

会議記録

会議名称	北本市情報公開・個人情報保護運営審議会
開会及び閉会日時	平成26年8月26日(火) 午前9時半から午前11時まで
開催場所	委員会室2(新庁舎3階)
議長氏名	大野好夫
出席委員氏名	櫻沢徹郎、木村重厚、若井康裕、林正子、木本紀子、大野好夫、佐久間純子、若山晋、松前友美
欠席委員氏名	
説明者の職氏名	こども課：田中正昭課長、加藤浩主幹、大森国英主査
事務局職員職氏名	総務課：新井信弘課長、関口智明主幹、矢ノ川直登主任、吉澤志歩主事
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状交付 3 市長挨拶 4 委員紹介 5 会長及び副会長の選出 6 会長及び副会長挨拶 7 諮問 8 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諮問について(児童館防犯カメラ設置に係る個人情報の収集方法等について) (2) 平成25年度北本市情報公開・個人情報保護制度運用状況の報告について 9 その他 10 閉会
配布資料	添付のとおり

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
新井課長	<p>1 開会 第1回北本市情報公開・個人情報保護運営審議会を開会します。審議会は、任期満了により新体制となっておりますので、はじめに委嘱状を交付します。</p> <p>2 委嘱状交付 略</p> <p>3 市長挨拶 略</p> <p>4 委員紹介 略</p>
市長	<p>5 会長及び副会長の選出 審議会の会長及び副会長は、審議会規則第4条第1項の規定により、互選により選出することとなっております。立候補又は推薦について発言を求めます。</p>
佐久間委員	<p>会長に大野委員、副会長に若山委員が適任であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">－ 異議なし －</p>
市長	<p>会長に大野委員、副会長に若山委員を推薦する意見がありました。他に意見がないようですので、会長は大野委員、副会長は若山委員に決定しました。</p> <p style="text-align: center;">－ 全委員から拍手あり －</p> <p>6 会長及び副会長の挨拶 略</p> <p>7 諮問 － 市長から諮問書の提出 － － 市長退室 －</p>

新井課長	<p>議事に入ります前に、新任の委員の方もおりますので審議会について御説明申し上げます。</p> <p>－ 審議会規則に沿って説明 －</p>
議長	<p>8 議事</p> <p>それでは、議事に移ります。</p> <p>議事(1)諮問「児童館防犯カメラ設置に係る個人情報の収集方法等について」の説明をお願いします。</p> <p>－ こども課職員入室、説明 －</p>
議長	<p>担当課からの説明が終わりました。委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。</p>
木村委員	<p>防犯カメラの設置台数を教えてください。</p>
田中課長	<p>図面に書いてあるものは設置可能箇所、実際は、1階から3階までにそれぞれ2台ずつ設置する予定です。</p>
松前委員	<p>建物の外周にも設置しますか。</p>
田中課長	<p>建物の中だけです。外周だと児童館を利用しない者も写ってしまうので、あくまでも児童館の安全のために設置します。</p>
若山委員	<p>防犯カメラの形状ですが、撮影方向が分かるようなものですか。それともドーム型でカメラが隠れた形状のものですか。</p>
田中課長	<p>抑止的な効果があると考えるので、撮影方向が分かるものです。</p>
佐久間委員	<p>防犯カメラで子どものいたずらを特定し、保護者に注意したりすることはありますか。</p>
田中課長	<p>器物が壊されない限り、そのような利用は考えていません。</p>

櫻沢委員	モニターは、常時監視していますか。
田中課長	事務室にモニターはありますが、常時監視している訳ではありません。
木村委員	1階あたり2台の設置では死角ができるのではないですか。
田中課長	児童館は、見渡しが良いので1階あたり2台でよいと考えておりますが、安全に管理できるよう今後指定管理業者と調整を行います。
佐久間委員	児童館が出来上がってから設置場所を決めるのですか。
田中課長	開館までには設置可能箇所の中から指定管理者と協議して決めます。
若山委員	防犯カメラのデータは有線ですか、無線ですか。そのデータはどのように管理されますか。
田中課長	データは有線で、職員が常駐している2階の事務室へ送られ、ハードディスクに保管します。
木村委員	周りの駐車場等に防犯カメラはありますか。
新井課長	新庁舎の計画には駐車場等に防犯カメラの設置予定はありません。
議長	<p>児童の連れ去り事件など、防犯カメラがきっかけで解決している例が多いが、カメラの画像は鮮明ですか。</p> <p>また出入口に設置するのが重要だと考えますがどうですか。</p>
田中課長	38万画素で、顔の判断はできる程度のものです。また、出入口に設置する予定です。
議長	データの管理や、捜査機関に対する情報公開におい

田中課長	<p>ても徹底してやってもらいたい。</p>
議長	<p>データの管理は徹底します。また、捜査機関に対しては、捜査の必要性について確認できた場合に公開することとします。</p>
議長	<p>他に質問が無いようですので審議に入ります。</p>
	<p>－ こども課職員退室 －</p>
議長	<p>それでは本日諮問のありました件について、意見をまとめます。1点目は、収集方法の原則の例外として、撮影範囲内の市民に対して撮影の了解を得ずに個人情報収集すること。2点目は、個人情報の目的外利用等の例外として、撮影範囲内で事件・事故が発生した場合等には、申請書の提出及び身分証の提示により、捜査機関に対して映像を閲覧させること。3点目は、不開示請求に関することとして、本件防犯カメラの映像について個人情報の開示請求があった場合には、不開示の決定とすること。以上3点について、審議会としての結論を出したいと思います。</p>
	<p>委員から様々な意見がありましたが、プライバシーの保護や個人情報の取扱いについて厳格に行うことを要望し、本件については、承認するということがよろしいのではないかと考えます。このことについて、他に意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
議長	<p>－ 異議なし －</p>
議長	<p>それでは、本件諮問については、審議会として、承認といたします。</p>
	<p>答申及び会議記録につきましては、会長と事務局が調整の上作成するということがよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>－ 異議なし －</p>
議長	<p>続きまして議事(2)「平成25年度北本市情報公開・個人情報保護制度運用状況の報告について」です。事務局より説明をお願いします。</p>

— 事務局説明 —

6 その他
略

若山委員

7 閉会
略

議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

平成26年 9月 4日

会 長

大野好夫